

大規模災害発生時等における車両の調達及び運行
並びに宿泊施設の確保に関する協定書

令和7年3月24日

鈴 鹿 市

東武トップツアーズ株式会社

大規模災害発生時等における車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保 に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）と東武トップツアーズ株式会社（以下「東武トップツアーズ」という。）とは、大規模災害発生時等における車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、鈴鹿市内（以下「市内」という。）に大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害発生時等」という。）において、市から東武トップツアーズに対して行う要請に関し、大規模災害発生時等の応急対策及び復旧対策が円滑に実施されるための必要な事項を定めること、並びに市民の防災意識向上に向けた啓発の協力体制整備を目的とする。

（対象とする大規模災害）

第2条 本協定の対象とする大規模災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大規模地震災害
- (2) 大規模風水害
- (3) 前2号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害に指定された災害

（支援協力内容）

第3条 東武トップツアーズは、大規模災害発生時等において、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 移送手段としての車両の調達及び運行
- (2) 一時的な避難施設としての宿泊施設の確保
- (3) 他自治体派遣応援職員及び他機関職員等の宿泊施設の確保
- (4) その他市及び東武トップツアーズ双方が本協定による協力として行うことを適当と認めた役務等の提供

（支援協力要請の手続）

第4条 市は、災害対応を遂行するため必要があると認めるときは、東武トップツアーズに対し、前条各号に規定する協力を要請するものとする。

- 2 市は、前条各号の規定による要請をするときは、協力要請書により行う。ただし、早急に協力を要請する必要があると認めるときは、口頭その他伝達可能な手段により行い、事後速やかに協力要請書（様式第1号）を送付するものとする。

(支援協力の実施等)

第5条 東武トップツアーズは、前条第1項の要請を受けたときは、その業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

2 東武トップツアーズは、前項の規定による協力の業務を完了したときは、速やかに、実施報告書(様式第2号)により、その内容を市に報告するものとする。

(支援協力の条件等)

第6条 車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保は、原則として、大規模災害発生時等に限定する。

2 宿泊施設の確保期間は、原則として、第2条に規定する大規模災害が収束し、市が提供する市内の避難先が閉鎖するまでとする。

3 住民、派遣職員等の移送区間は、市及び東武トップツアーズが協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第7条 第3条各号に規定する支援協力を要した費用は、原則として、市が負担するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 東武トップツアーズは、前条の費用を市に請求する場合は、市の指定する方法により、一括して請求するものとし、市は、東武トップツアーズから請求があった場合には速やかに当該費用を支払うものとする。

2 第3条各号の規定による車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保に要する費用は、災害時の直前の旅客輸送及び宿泊に係る適正価格を基準に算出するものとし、支払額及び支払方法は、市及び東武トップツアーズが協議の上、別途定めるものとする。

(損害負担)

第9条 本協定に基づく支援協力の実施について生じた損害は、その損害が市の責めに帰すべき事由である場合は市が負担し、東武トップツアーズの責めに帰すべき事由である場合は東武トップツアーズが負担するものとする。その他の場合は、市及び東武トップツアーズが協議の上、双方の負担を決定するものとする。

(災害補償)

第10条 本協定に基づく支援協力によって、東武トップツアーズの従業員又はその委託を受けた会社等の従業員が業務に従事したことにより死亡したとき、負傷したとき、病気にかかったとき、又は障害の状態となったときは、東武トップツアーズの責任において、その損害を補償する。ただし、市の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(事故に係る責)

第11条 本協定に基づく車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保に関し、当該車両及び宿泊施設で発生した死傷等の事故については、市の責めに帰すべき事由である場合は市が負担し、東武トップツアーズの責めに帰すべき事由である場合は東武トップツアーズが負担するものとする。その他の場合は、市及び東武トップツアーズが協議の上、双方の負担を決定するものとする。

(協力体制の構築)

第12条 本協定の運用を円滑に行うため、市及び東武トップツアーズは、互いに担当者の連絡先を報告し、連絡体制の構築に努めるものとする。ただし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

- 2 市及び東武トップツアーズは、大規模災害発生時等における車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保に関し、平常時における連携を図るため、継続的に意見交換を行う。
- 3 市及び東武トップツアーズは双方が実施する防災訓練等へ可能な範囲で参加を求めることができるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、市又は東武トップツアーズから何らかの書面による申出がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、それ以降もまた同様とする。

(秘密の保持)

- 第14条 市及び東武トップツアーズは、本協定に基づく業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、本協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。
 - 3 本協定に基づき東武トップツアーズが業務を実施する際必要な場合には、市と東武トップツアーズの間で別途機密保持契約を締結することができるも

のとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義の生じた事項については、その都度市及び東武トップツアーズが協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及び東武トップツアーズがそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月24日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

東京都墨田区押上一丁目1番2号
東武トップツアーズ株式会社
代表取締役社長執行役員 百木田 康二

様式第1号（第4条第2項関係）

年 月 日

協力要請書

東武トップツアーズ株式会社
代表取締役社長執行役員

様

鈴鹿市長

大規模災害発生時等における車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保に関する協定書第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり要請する。

記

内 容	
場 所 (経路)	
期 間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
要請担当者 氏名・電話	職名 氏名 電話番号
電話・FAX 等要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分
備 考	

様式第 2 号（第 5 条第 2 項関係）

年 月 日

実施報告書

鈴鹿市長 様

東武トップツアーズ株式会社
代表取締役社長執行役員 様

大規模災害発生時等における車両の調達及び運行並びに宿泊施設の確保に関する協定第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

内 容	
場 所 (経路)	
期 間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
報告担当者 氏名・電話	職名 氏名 電話番号
備 考	